

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 6 月 15 日現在

研究種目：基盤研究(B) (海外)

研究期間：2007～2009

課題番号：19402028

研究課題名 (和文) 米国における最低賃金諸規制の適用対象と運用に関する研究

研究課題名 (英文) Minimum wage regulations in USA -living wage and prevailing wage-

研究代表者

吉村 臨兵 (YOSHIMURA RIMPEI)

福井県立大学・看護福祉学部・教授

研究者番号：50274949

研究成果の概要 (和文)：米国の最低賃金規制についてリビング・ウェイジ (生活賃金) 条例を中心に数カ所で聞き取り調査を行った。そうした制度を実現して実効性を維持するための取り組みがどんな社会集団によってどのように行われているか、具体的な情報が得られた。また、連邦最低賃金が毎年上昇する時期に重なったこともあり、リビング・ウェイジが直接の賃金上昇よりも、むしろ労働基準の広範な改善のきっかけとしての機能を強めつつあることがわかった。

研究成果の概要 (英文) : We interviewed some municipal administrative agencies, NPOs, and labor unions in order to take concrete information about minimum wage laws including living wage ordinances and agreements in USA. That made clear how the living wage ordinances worked after dozens of municipal governments enacted them; they function rather as starting points in improving environments or conditions of low wage earners' lives.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2008 年度	2,600,000	780,000	3,380,000
2009 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
年度			
年度			
総計	6,500,000	1,950,000	8,450,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済政策学

キーワード：リビング・ウェイジ、相場賃金、移民、公共サービス、公共調達、教会コミュニティ・ベネフィット・アグリーメント

1. 研究開始当初の背景

(1) 一般的背景

① 経済のサービス化が進展し、公共サービスに対するニーズはいつそう高まりつつある。

② その従事者をはじめ雇用環境や労働条件に恵まれない労働者に関して、最低賃金制が改めて注目されるようになっていた。

(2) 動機

① そこで、リビング・ウェイジに代表されるような、公共部門の発注過程を通じた最低賃金規制の実効性と運用状況を米国の現地について明らかにしようとした。

② なぜならそのことが、日本国内についても、類似の規制が実効性をもつかどうかという点への回答の一助になると考えられるからである。

(3) 先行研究

① 米国の最低賃金制全般に関する研究：その代表的なものとしては、藤本武『最低賃金制度の研究』（1961年）、神代和欣『アメリカ産業民主制の研究』（1966年）のほか、近年では Willis Nordlund, *The Quest for a Living Wage* (1997年) などがある。また、労使関係によって形成された地域賃金相場を参照して公的部門が事業者を規制する枠組みについての紹介として、Armand Thieblot, *Prevailing Wage Legislation* (1987年) があげられる。以上を参考に研究代表者は、論文「公共サービス分野における間接規制」（女性労働問題研究会編『女性労働研究 46号 賃金の崩壊と対抗戦略』青木書店、2004年7月）をまとめていた。

② 日米における民間委託や外注化のすすむ公共部門の調達行為や事業者選定と労働環境を関係づける研究：

そのなかで戦後の公共工事については椎名恒「なぜ建設産業における労働協約をめざすのか」（建設労働協約研究会編『建設現場に労働協約を』、1998年）がある。また米国については米国 AFSCME（アメリカ州群自治体従業員組合連合）編『民間活力の「証明」』（第一書林、1987年）などがある。それらの議論を参考に、国内の建設業行政のもとで行われてきた民間労働者の労働環境の規制について、研究代表者は「公共サービス分野における労働環境の間接的規制」（『社会政策研究』東信堂、第6号、2006年）をまとめたところであった。

③ 1990年代以降における米国のリビング・ウェイジ規制、あるいは雇用継続規制に関する紹介と研究：

これには笹島芳雄「アメリカの生活賃金運動」（『賃金実務』887号、2001年）をはじめ多数あるが、その一方で、賃金上昇による産業の域外流出の可能性など経済的影響に関する議論も Robert Pollin and Stephanie Luce, *The Living Wage, Building a fair Economy* (1998年)、David Neumark, *How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families* (2002

年) などに見られた。しかしながら近年はむしろ、条例化されたリビング・ウェイジ規制や雇用継続の規制がそもそも実際に発注過程で生かされているかどうかという問題が浮き彫りになってきていた。その代表が Stephanie Luce, *Fighting for a Living Wage* (2004年) である。

2. 研究の目的

(1) 上記の背景から強く研究の必要性が感じられるようになったのは、ある都市において、公共部門の発注過程を通じた最低賃金規制がどの程度の存在感をもっているかという点だった。そこで、次の3点を目的とした。

(2) 明らかにしたい点

① 米国内の10都市前後において、発注過程を通じたものをはじめ各種の最低賃金規制の適用対象となっている労働者数および労働力構成（年齢、性別、人種等）を、量的に把握する。

② それらのうち、リビング・ウェイジのような新しい規制が実施された都市においてどの程度の賃金上昇その他の直接的効果があったかを、事例を通じて質的に把握する。

③ それらの都市における規制の実施と、遵守に関する検証について、行政機関と労組、宗教関係者等の関係や役割はどうかを、事例を通じて質的に把握する。

3. 研究の方法

(1) 調査方法の確定

① 2007年度に予備調査として、研究協力者である同大学教授ケント・ウォン氏の来日時はこちらのおおよその調査動機を伝え、具体的な調査可能性を検討した。

② 同じく2007年度に第1回の現地調査としてロスアンゼルス市のカリフォルニア大学ロスアンゼルス校レイバーセンターにおいて、ケント・ウォン氏よりその後のインタビュー先についての情報提供を受けた。

③ この時点で、全米各市におけるリビング・ウェイジ条例策定の勢いが下火になっていること、リビング・ウェイジという概念がむしろ象徴的な意味合いをもってその他の雇用環境や労働条件改善に役立っていることを教示されたため、前項に示す当初の研究の目的のうち(2)の①と②を追究するよりもむしろ、③の事例調査に主眼を置くことにした。

(2) 第2回現地調査 (2008年3月)

① カリフォルニア州内諸都市における聞き取り調査をおこなった。

② 自治体発注の公共サービスに関して受注事業者に対し貧困線以上の賃金を労働者へ支払うように義務づける「リビング・ウェイジ条例」の実状が中心的なテーマとなった。

③ 主な取材対象：サクラメント市の調達部門、サンフランシスコ市の労働基準推進部門、カリフォルニア大学バークレー校、ロスアンゼルス市の調達部門、ロスアンゼルス市においてリビング・ウェイジ条例策定にかかわったもと市会議員。

(3) 第3回現地調査 (2009年1月)

① 昨年度のカリフォルニア州内諸都市にひきつづき、ニューヨーク市、ワシントンDC、および、ニューオーリンズ市で聞き取り調査をおこなった。

② その際、昨年度と同様、「リビング・ウェイジ条例」の実状が中心的なテーマとなった。

③ 主な取材対象：ニューヨーク市周辺において、マーフィー・インスティテュート（ニューヨーク市立大学）レイバーノーツ（出版事業）、ドメスティック・ワーカーズ・ユニテッド（ベビーシッターや訪問介護職等の職能団体）など。ワシントンDC周辺において、カーサ・デ・メリーランド（移民による職業訓練および住宅保障の団体）、ボルティモア市賃金委員会（以上メリーランド州）、テナンツ・アンド・ワーカーズ・ユニオン（労働組合）、ヴォイス（宗教的運動団体）（以上ヴァージニア州）など。ニューオーリンズ市内において、エコーン（社会労働運動団体）、SEIU ローカル100（労働組合）など。

(4) 第4回現地調査 (2010年2月)

① 聞き取り調査をテネシー州メンフィス市、アラバマ州モービル市、ニューヨーク市、ロサンゼルス市でおこなった。

② 「リビング・ウェイジ条例」の実状のほか、デービス・ベーコン法にかかわる相場賃金の規制に関してや、都市再開発に際してのコミュニティ・ベネフィッツ・アグリーメントに関するも尋ねた。

③ 主な取材対象：テネシー州メンフィス市において、ワーカーズ・インターフェイス・インスティテュート（宗教的運動団体）。アラバマ州モービル市において、配管工組合ローカル119（労働組合）。ニューヨーク市にお

いて、北西ブロンクス地域聖職者連盟（宗教的運動団体）、卸小売労組（労働組合）など。ロサンゼルス市において、ロサンゼルス市の調達部門、コリアタウン移民労働者同盟（地域運動団体）など。

(5) 第2回および第3回の現地調査では米国と日本の社会労働運動に造詣のある研究協力者として、全行程で小畑精武氏の同行を得た。

(6) 上記と並行して、文献は継続して収集した。比較検討のために日本における最低賃金制に関する文献も含めて閲覧、複写した。

4. 研究成果

(1) 得られた知見

① 公共工事の受注事業者に相場賃金の支払いを義務づける規制と類似した位置づけで、リビング・ウェイジについても実際の規制が行われている自治体が複数あった。

② しかしながら、その検証作業には自治体ごとに温度差があり、単なるサンプル調査以外の方法に転換したところがある。

③ いずれにせよ、リビング・ウェイジ規制それ自体は影響する労働者数が比較的少ないため、たとえば移民の労働条件の全般的向上にむけた象徴としての意味合いの重視される場合がむしろ多い。

④ 日本の労働基準行政にあたる国内の統一的な監督システムがないため、市や州ごとに規制の浸透や研修には悩みと工夫があった。

⑤ 適用対象となる当事者の市民運動または労働運動としては、最低賃金規制と、就業の諸条件、労働組合法規の改定、住宅問題、地域社会の再生等の問題を結びつけて取り組んでいる団体などがある。

⑥ リビング・ウェイジ条例の策定と実施に対して教会関係者と労働組合が連携して取り組んでいる例があった。

⑦ デービス・ベーコン法にもとづいて相場賃金を最低基準とする場合、その相場賃金の調査決定法は全米で一律ではない。

⑧ カリフォルニア州でいくつか実例のあるコミュニティ・ベネフィッツ・アグリーメントの締結を旨とした取り組みがニューヨーク市などでも今日行われている。

(2) その位置づけと今後

① 中央政府と地方政府の関係が日米で異なるため一概には言えないが、国内的には狭く既存の最低賃金制にとどまらず地域社会と結びついた取り組みの実例として参照できる情報が得られた点が大きな成果である。

② ただし、労働協約とも関係の深いデビス・ベーコン法関連の規制については政府と労組の関与の仕方が多様であり、国内での応用可能性を探るのであればさらに具体的な情報を得る必要を感じた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 吉村臨兵、最低賃金の目的における変化と現実の地域別最低賃金の妥当性、社会政策学会誌、査読有、第2巻第2号、2010、掲載決定済み。

[学会発表] (計3件)

- ① 吉村臨兵、リビング・ウェイジ、地域公共政策学会2010年度春季研究大会、2010年6月12日、福井県立大学共通講義棟
- ② 吉村臨兵、最低賃金の目的における変化と現実の地域別最低賃金の妥当性、社会政策学会第119回大会、2009年10月31日、金城学院大学ランドルフ講堂
- ③ 吉村臨兵、最低賃金制の現代的意義、社会政策学会第71回関西西部会、2008年12月6日、関西大学千里山キャンパス百年記念館

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉村 臨兵 (YOSHIMURA RIMPEI)
福井県立大学・看護福祉学部・教授
研究者番号：50274949

(2) 研究分担者

北 明美 (KITA AKEMI)
福井県立大学・看護福祉学部・教授
研究者番号：60300125